第52表 第2回総選挙当選者及び次点者得票数													
選挙区	有権者数	当	当 選		者	得票数	次	点		者	得票数		
第一区	268	島	田	Ξ	郎	164	朝	田	又	七	28		
第二区	2,048	Щ	田	泰	造	900	大	塚	成	吉	836		
第三区	1, 635	石	坂	昌	孝	890	吉	野	泰	\equiv	663		
		瀬戸岡為一郎				720	_				_		
第四区	950	山	田	東	次	703	加	藤泰	《次	郎	52		
第五区	1,679	Щ	田	嘉	榖	771	菊	池 /	、兵	衛	646		
第六区	2, 171	福	井 直 吉			1,861	山口左七郎				41		

経過と結果

模範選挙区であった。

島田は肥塚龍らと共に改進党における両党連合推進

江川喜次郎『政戦録』

面的推薦を受けた大塚成吉で、今回は改進の一部と、 の評議員となった井田文三らが熱心に山田を支援した。 あった。 (『毎日』 争」であるから、 派の急先鋒であった。 第二区は、 明治二十五年一月三十日付)。 改進党が山田泰造支持で一本化できなかったが、 選挙において両党が「相提携する方向」をとることで合意をとりつけた 島田は、 板垣退助と会見し、 島田のこらした努力によって圧倒的な支持を得たので 今回の選挙が「藩閥立憲二主義の競 前回大同派の吉田正春をかつぎ、 山田の対立候補は前回改進党に全 前年秋の大会で改進党中央

た中で、一月二十七日、久良岐郡大岡村において第二区民党演説会が、 盤で添田知義擁立にくらがえした飯田彰重らの強力な支持を受けた。

鎌倉郡を基盤としていた山田東次は圧倒的支持を得て当選となった。 第四区では、 肥塚は山田 当初 三浦郡の改進党系の島田仙吉・鈴木福松・鈴木惣右衛門らの有志者は、 「東次再選を要請した。 月十九日、 彼らは協議会を開き山田東次を再選することに決した。この結果、 前回同様、 肥塚龍を擁立しよう

したのである。 とに開催された。

とらした支援が功を奏し、

接戦ながら山田は前回よりも票を伸ばし当選

山田苦戦が伝えられ 千余名の参加のも

としたが、

552

して熱弁を振い、民党団結の気勢を上げた。

第一区は、

島田三郎が自由

・改進両党の一致した支持をうけ、

両党連合の

師大須賀明が殺害された。

警察は待ってましたとば

かりに

嫌疑,

者を次々と拘引した。

吏党に対する激しい憎悪は軌道をはずれ、

暴走し、

殺人事件を引き起こした。

三月十二日深夜南多摩郡鶴川

村

に居住する医

同区の改進党系有志の支持を受け、 が開かれ、 の選挙における対立はやがて自由・改進両党対立の県内における震源地となって行くのであった。 第五区は、 Ш .田嘉穀・菊池小兵衛のうち中島の指名で山田に決まった。 これとは全く異なった様相を呈した。 山田と対決することになった。 同区は中島信行の辞退によって、一月九日、 中島という大物の辞退が自由党系の内部分裂となった。と しかしこの決定に不満を持った菊池は自由党を脱し、 厚木町において候補者選定会

兵衛が対抗した。 る "選挙大干渉" を現出した。 第三区は、"吏党対民党"、"藩閥対立憲" という図式が当てはまる典型的な選挙区であり、 吉野らは警察と密接に連携し、 民党の石坂・瀬戸岡に対し、 大量の無頼の徒をやとい民党支持者の切り崩しに奔走した。 吏党は、 前回同様吉野泰三と、 それに八王子町長であっ 内務大臣品川弥次郎の指揮す また、 大量の巡

一が横浜警察署から動員された。

大矢正夫はその自叙伝で次のように伝えている。

、ノ徒ヲ使嗾シテ、直接又ハ間接ニ、選挙民ヲ強迫セシメタルコト是ナリ(『大矢正夫自叙伝』) 一名ノ正服巡査ヲ伴ハシメタリ。而シテ或ハ説クニ権威ヲ以ッテシ、或ハ誘フニ金福ヲ以テシ、 本部ヨリ三十余名ノ巡査ヲ派出シ、平服巡査ヲシテ、公然区内選挙民ヲ遊説セシメ、 且ツ遊説者ヲ護衛セン為メ、 或ハ威赫恐喝シ、 他二口 実ヲ

党壮士の総指揮官村野常右衛門が在宅のまま数十名の警察官に包囲軟禁された。 北多摩の府中に乗り込んだ森久保作蔵を生命の危険があるとの理由で府中分署に拉致監禁し、 こうした警察の徹底した干渉に対抗して、民党も、仕込み杖やピストルで武装した壮士団を組織した。 三多摩がいかに自由党によって組織化されていたかを示していた。 こうしたなかでも、 石坂のおひざもと鶴川 石坂、 投票日の前 瀬戸岡は当選し 村では民

日 K は

鶴川村の青年壮士の犯行と判明し 553

厳寒の綱走刑務所などに送られた。

常右衛門らも謀殺教唆の容疑で検挙された。 大須賀が民党支持の約束をしながら、 吏党吉野に寝返り、 しかし証拠不十分で釈放された。 同村の票をとりまとめたというのが犯行の動機であっ 鶴川村の青年壮士七名が裁判の結果無期徒 た。 村野 刑

の声に会場が包まれた。 を連ねて行進した。 浜の停車場から、 ンが会場に向かって挙行された。 三月一日、 横浜の旧公道俱楽部において、 島田三郎・山田泰造・石坂昌孝・瀬戸岡為一郎・山田東次・山田嘉穀・福井直吉の七代議士は数十両 先頭には民党万歳などと大書した数本の旗を翻し、 梶野敬三の開会の辞、 一行が会場に到着すると数十発の花火が打ち上げられ、 自由 代議士総代島田三郎の答辞、 • 改進両党有志の主催で、 騎馬がこれを指揮するといった一大デモンストレーシ 来賓竜野周一郎の講演、 神奈川県民党代議士歓迎会が開催され 県下の有志者三百余名の民党万歳 懇親会等々、 民党連合の た の腕車 当日横

勝利に酔らがごとき集会であった。

察官の選挙干渉及び忠生村拷問事件につき、 司法・榎本外務各大臣への陳情、 官更迭を求めた田沼書記官との会見、 八・井上吉之助らの田沼書記官との会見、 代村野常右衛門·井上吉之助 第三区の警察官による選挙干渉への抗議が、 (県会議員)・細野喜代四郎ら九名の田沼書記官との会見、 津久井郡有志総代梶野敬三·岡部芳太郎 南多摩郡忠生村拷問事件についての山田東次・福井直吉両代議士による副 西多摩郡有志総代瀬沼伊兵衛 副島内務大臣への陳情等々、とのような抗議・陳情が二月末から翌九三年二月ま 活発且 一つ執拗に行われた。 (県会議員)・中西仲太郎・奥野平吉らの、 (県会議員)・都筑郡有志総代佐藤貞幹らによる、 南多摩郡鶴川村· 県会議長水島保太郎・県会議員黒部与 忠生村 町 田 村等 島内務 同郡 か有 の 警察 法総 田 警 中

で続いた。

三 高座郡の「血戦」

決された。 の決議で進退しないと言明し、 神奈川自由 松方首相は選挙干渉の事実を否認し、議会が院外で起きた事件を審査するのは越権であり、 議院では「選挙干渉に関する上奏案」は三票という僅少差で否決されたが、 八九二年五月に召集された第三回議会において貴族院では「選挙干渉に関する建議案」が可決された。 決議案が可決されるや、 議会の七日間停会を命じた。 「選挙干渉に関する建議案」 国務大臣たるもの議 また、 は

元を求める潮流をいちはやくキヤッチしていた。 から自由党へ変更(三月)するとともに、 との間、 力を排除する議員団優位と総理専制の組織改革を完了していた。 自由党は、 第一 回議会の終了した一八九一 大井憲太郎らに指導され、 彼は自由党の組織改革を梃子として、 (明治二十四) との組織改革の主役が星亨であった。 年三月と十月の両度の大会に 急進的な行動をもって議員・党員を突き上げる院外党員 自由党急進派の拠点関東会に手 お V て、 星亨は地方の利益環 党名を立憲自 をのば 由

を全国を六ブロックとし、 八名が出席し、 東中村楼に同会の総会を開いた。 改正 方関東会の領袖大井憲太郎、 であっ 石坂昌孝が大会の議長を務めた。 関東会は、 各独自な組織体制をもつ連合組織とすることを提案していた。 四月 神奈川県からは石坂昌孝・福井直吉・山田東次・山田嘉穀・ 一十五日に開 新井章吾らは議員団優位の党組織改革に反発し、 かれた自由 中心的な議題は、 [党の大会に党組織改革に関する建議書を提出した。 従来非政社組織であっ 九二 た関東会を政社組織とするため (明治二十五) 瀬戸岡為 年四月二十 一郎の各代議士他三十 建議書は党組織 Ė 東京江 0

現今組織の下に於て相互に提携し誓て一致の運動を為す事」(『毎日』 明治二十五年六月十六日付)を決議し、 清楼において、 り葬ることに成功した。 .党組織の混乱収拾に乗りだしたのであった。星は、 関東会内部では多数を制し得なかった星亨は、 星亨は石坂昌孝・福井直吉・山田東次・瀬戸岡為一郎ら関東会を脱した有力代議士を結集し、「吾人は自由党 関東会は混乱に陥り、 石坂昌孝・瀬戸岡為一郎らは関東会を脱した。 との建議書を党大会準備の本部協議会で否決し、 三多摩の若い壮士団を動かして関東会を掌握していた大井憲太郎とは全 六月二十五日、 大会では討論ぬきであっ 星主導の下に関東の自 神田連雀町の金

く逆に有力代議士を掌握することで、 大井を蹴落としたのであった。 大井が自由党を脱党したのは、この三日後、六月二十八

両党提携の終焉 星の次の狙いは、 自由・改進両党の協力関係に楔を打ち込むことであった。

神奈川県の自由党はとらして星の掌握下に入った。

日

であった。

治書簡 弁味準之輔 『日本政党史論』) きになって後藤象一 を、 一郎らを使って進めていた「自由・改進ノ合同ヲ割カシムルノ策」(伊藤博文あて伊東巳代 その意図は異なっているにせよ、 星は実現しようとしたのであり、 その機会はまもな

いくやってきた。

が、 + は 国策への全面的同調であり、 ノ手段」を執る(『党報』二九号付録)――を決議した。これより先、十一月九日、 「自由党ハ世間 事」 八九二年十一月十五日、 いわゆる国是問題、 (伊藤博文あて井上馨書翰、 ノ風評ニ構ハス積極構造的ノ方針ヲ執リ、 すなわち国民の生活・国民の教育・外交・国防に関しては、 第一回議会以来、民党の主張であった政費節減・民力休養は政府の許容範囲内で実現しようとす 自由党は党大会を開き、 板野潤治『明治憲法体制の確立』)を申し合わせていた。 第四回議会に対する方針 此主義ニ合フ者ハ総テ採用スル事、 ――従来の政費節減・民力休養策には変更は 板垣邸において、 我党は現内閣を信用しない との方針は政策的には、 吏党トカ民党トカ批評ニ構 星・河野広中ら自由党幹部 政府の強兵富 が、 「積極的

政府が第一回議会以来、

やっ

県

るものであった。

ここぞとばかりに反改進キャンペーンを行った。 方針」(『毎日』 明治二十五年十二月五~十一日付)と題して、長演説を行った。演説の中味は、もっぱら政費節減・民力休養の重要性 の強調と「積極的手段」に対する批判であった。 とうした自由党の方針が発表されてまもなく、十一月二十八日、 星配下の『自由新聞』は早速、 島田三郎は「真相を表明して世人の惑を解く」(『毎日』 明治二十五年十二月一日 民党連合の推進役である改進党の島田三郎は これにかみつき、 自由党を冷評したものと、 「民党の政治

予は断言す、予は自由党の政略を冷評せずと、 する歟、果して然りとするも、 しとせず云々 積極的方針を取らんとする者、豈自由党の専有説ならんや、 而して之を冷評すと言ふは予の本意を誤解せる者なり、 全国多数の改進党員中或は此意見を有する者な 自由党若し積極的方針を取らんと欲 付

において次のように述べている。

間 は我党の方針に対する批判であり、 って容赦なく批判する旨の申し入れを行い、それまで続いた両党の連合に終止符を打った。 一の口実になればなんでもよかった。 島田の言うように、 「積極的手段」に対する批判は一般論として主張されたものであった。 突然挨拶もなく我党の方針を攻撃したのは極めて不快である。 自由・改進両党間でとの問題に関して数度の折衝がもたれたが、 しかし、 将来我党も同様な態度をも 自由党は、 星にとっては、 島 田 両党離 の 演説

?会の解散と選挙 く失敗に帰した高座郡においてであり、 とうした自由

・改進両党の対立が県下に現れる契機となったのは、 その発端は九二年十二月の通常県会解散による県会議員選挙 第二回総選挙において両党連合が全

おいてであった。

自

1由党系の県会議員らは二月以来やっきになって選挙干渉の責任を追求し、

557

知事・警部長の罷免を求めて再三その筋へ陳情

た。

建議案は

十二月十二日、

警察費審議の冒頭、

南多摩郡選出の土方房五郎が、

内務大臣井上馨あての建議案を緊急動議として提出

の日中央からは自由党の領袖星亨・河野広中・立川雲平らが、 してきたが一向に効果が上がらなかった。業を煮やした彼らは通常県会に先立つ十一月十八日、旧公道俱楽部に参集した。 |の責任を徹底的に追求し、万一、県会解散となった場合は前議員を再選する等を決議し、大いに気勢をあげたのであった。 また県選出の代議士も来浜し、来たる通常県会において選挙干

常県会議事筆記』一八九二年十二月 我神奈川県知事内海忠勝及警部長菅井誠美等ハ本年二月衆議院議員総選挙ノ際ニ当リ警察権ヲ濫用シ一党ヲ助ケ不法ノ干渉ヲ行ヒ、 、シテ相反目セシムルニ至レリ、 爾来数月知事ト県民トノ睽離甚シキヲ加へ県治ノ態、 到底安寧ヲ望ムヘカラサルモノアリ(『神奈川

そのため十六日県会は解散を命ぜられた。 市部八名・欠席十五名) と述べ、「速カニ知事警部長等ノ罷職ヲ上奏セラレンコトヲ」と結んでいた。この動議は、 中 反対したのは橘樹郡選出の飯田彰重・原文次郎ら五名のみで、三十七名の圧倒的多数で可決され 出席議員四十二名 (郡部三十四名 た

樹郡 ĸ 党員榎本義章及び高橋伊三郎が含まれていた。彼らが非再選議員に上げられたのは単に改進党員であった から では . 旨決議したのであった。ところが、森久保作蔵の非再選議員に関する報告には、実際には建議に賛成していた高座郡 年が明けた一八九三(明治二十六)年一月四日、旧公道俱楽部に、 森久保の報告では第 の推薦候補となっていた。 彼らは県会議員選挙の方針として、 二回衆議院議員選挙において両党連合を推進するために山田泰造を支援した改進党員井田文三が、 また、 横浜市では両派の話し合いで候補者の選定が行われていた。 知事・警部長罷免建議に賛成した前議員はすべて再選、 自由党の本県選出の代議士・前県議、 星亨にとって、 反対した者は再選しな その他五百余名が 第二回 な の改 現

ネ

jį

ギー

この事件を最大限に利用して、

院議員選挙以来の両党の協力関係を打ち壊すには、 橋 一名を建議反対者として非再選グループに入れた背後には、 その当時から両党が対立していた高座郡が恰好の場所であった。 星傘下のねつ造の臭いがふんぷんとしていた。 榎本・高

選挙やり直しの訴訟を起こした。 伊三郎を当選させたにすぎなかった。 罷免要求を堅持しているかぎり、 反官僚*• は県下における両党の関係は、 月一 日の選挙の結果、 "民党団結" のスローガンの方が似つかわしい。 高座郡では、 全面的な対立関係とはならなかった。 反藩閥反改進のスロ とうして、 同郡の改進党系の人びとは、この選挙において郡長の事務取り扱いに不正があったとし、 自由党は金子小左衛門・志村大輔・長谷川彦八の三名を当選させたが、 ますます同郡における対立は深まって行くのであるが、 1 ガンは、 改進党が県民にとっての 選挙民の手前成り立ちにくい。 選挙干渉に関する知事・警部長の罷免要求は、 "反藩閥反官僚" とれが成立するには別の すなわち知事 しかし、 まだこの段階で 改進党は高橋 警部 "反藩閥 条件 長

昂させた。 離法案の政治的性格 田 わゆる三多摩分離法案に対する改進党の態度が、 一郎や肥塚龍らは両党連合、 星亨ら両党連合反対派にとってまたとない機会であっ 知事・警部長罷免運動に対する報復 民党団結の必要性を強調していたにもかかわらず、 反改進エネルギーへと転化させていった。 県下における両党連合を破綻させる決定的条件を与えるととになっ た。 を見抜けず同法案に賛成し、 星らは選挙干渉によって醸成した 星亨に対する反発からいわゆる三多摩分 三多摩自由党の反改進感情を激 "反藩閥反官僚" 0

が必要であった。

久びさに支部を設けることができるようになったことであった。 (相支部と同志会 三多摩分離に憤激する県下自由党のエネルギーを組織拡大へと結びつけるのに、 は 第四回 [議会において「集会及政社法」 三月八日、 が改正され、 高座郡鵠沼村において、 政党は一八八一 一年の 自由党の県選出代議士石 「集会条例」 極めて好都合であった 改正以

百

五十余名の参加のもとに開催した。

ついて協議し、 坂昌孝・瀬戸岡為一郎・山田泰造・山田嘉穀・山田東次、 山田東次ら五名を起草委員に選んだ。三月十五日には神奈川県自由党大会を横浜の旧公道倶楽部において、二 それに県会議員ら五十名が参集し、 神奈川県自由党支部規則作成に

議決された支部規則は次のようになっていた。

自由党支部規則案

第一条 当部の名称は自由党武相支部とす。

当部の範囲に属する境域は左の一市十五郡とす(省略)。

当部は之を横浜に設置す。

第四条 当部は左の役員を置く。

部長名 口、幹事三名 (=) 会計監督二名 四) 常議員四十名 (五) 事務員一名

部長幹事及会計監督は部員惣会に於て選挙し其任期は一年とす。但し再選せらるることを得

第五条

常議員は市を五名以下、郡を三名以下とし、 部員の多寡に依り第四条に記載したる惣員数を配当し、 市郡の部員に於て之を選挙

第七条 事務員は部長之を選定す。

第八条 部長は当部 一切の事務を総督し、 諸般の責に任す。

幹事は本部経費の収支を掌り及事務を整理す。

会計監督は本部の会計を精査す。

第九条

第十一条 常議員は当部重要の事件を評議す。

第十二条 (省略)

当部員たらんとする者は部員二名以上の紹介を以て当部に申出つへし。

560

第53表

郡市

棤 浜

久

橘 樹

都 筑

西

南

鎌 倉

高 巫

愛 甲

津

大 住 郡

淘 綾 郡

日

足柄

て、

五.

月 八

多摩

浦

久 井 郡

上郡

郡

郡

塺

各郡別常議 員割当

0

·弱さを如実に物語っていた。

的とする者」

(『毎日』

明治一

一十六年三月二十二日付)

とあり、

改進党の県支部を名乗っていなかった。

自

由党と異なり、

その

組 بخ

目 Ŧī.

月

横浜

市太田

0

東耕楼に

お

5

て挙行した。

同

会の規約第一

一項に

「本会は本県内進歩主義を有する同志者の懇親を結

を決議し、

閉会した。

方 H

改進党も組織の整備を図

ŋ

神奈川

県同志会を結成した。

同志会規則草案のできたのは三

一月であったが、

発会式は

会は津久井郡選出の県会議員岡部芳太郎の提案で、

規則第四

「条の常議員の各郡市

の

割当案が起草委員から提案され、

議決された。

とうして、

規則案の審議を終了し、

改正

集 0

満場

致で、

規則案を議決した後、

平

野

|友輔

0 動

議

により、

今回

限り、

役員の選挙は常議員に一

任することに決し、

次

S

(『党報』三三号)

第十六条 第十五条

此規則は部員惣会にあらずんば変更することを得ず。 当部経費の収支方法は常議員会の議決に任す。 第十四

条

当部員にして不都合の行為ありと認むるときは常議員会の議決を以て之か除名を自由党本部に請求すへし。

会及政社法」

の施行までは社交倶楽部として、

武相

俱

楽部を名乗ることとなった

各郡市から三多摩郡復旧

の陳情書を総理大臣及び内務大臣

提出すること

(武相支部が正式に発足したのは九月三日)。

大

名

人 数 5 市 良岐郡

2

郡 2 郡 2 2 郡 郡 3 北多摩郡 3 郡 2 郡 2

3

2

2

3

2

2

3

足柄下郡 『党報』33号から

郡 0

高座郡の 「血戦」

は、

まず、

東京府に編入された三

多

星亨らの思 わ ζ 自 由党の組織拡大

がくだるや、 府会議選挙 日 星は裁定に不満を鳴らす県会議員らを説得 高 ĸ 座郡の再選挙の お 5 7 第 段階を経 裁定 (七月一 た (五節参照)。 Ŧ Ħ 再選挙投票 そ

561

両名、 た。

それに護衛の壮士と遭遇した。

双方の罵倒喧噪の最中、

自由党の壮士がピストル

その場から引き揚げた。

憤懣やるかたない高橋らは自

党の当事者を故殺未遂容疑で告訴し、

そのため改進党の高橋ら二名が負傷し、

当 選 者 得票 次 点 者 得票 大 島 正 義(自) 2,150 伊 東 裕 吉(改) 1,982 長谷川彦八(自) 2,146 川 井 考 策(改) 1,981 金子小左衛門(自) 2,141 高橋伊三郎(改) 1,976 志 村 大 輔(自) 2,131 山 宮 藤 吉(改) 1,975	第54表	第54表 高座郡県会議員選挙結果										
長谷川彦八(自) 2,146 川 井 考 策(改) 1,981 金子小左衛門(自) 2,141 高橋伊三郎(改) 1,976	当	選	者	得票	ě	欠	点	者	得票			
	長 谷 / 金子小	川 彦 左衛	八(自) 門(自)	2, 146 2, 141	川高	井橋信	考	策(改) 郎(改)	1, 981 1, 976			

『神奈川県会史』第二巻から

自

由党は総理の板垣退助・星亨を先頭に県選出代議士が、

改進党は島田

三郎

肥塚龍

大津淳

選挙

反改進エネルギーを組織拡大へ結びつけていった。

けた改進党の候補者山宮藤吉や、 ると遂に血を見ることになった。 勝るとも劣らなかった。 郎らがそれぞれ乗り込んだ。 (の獲得をめぐって抗争を繰り返した。 その途上、 自由党の星亨・県会議員鈴本稲之輔、 ただ異なるのは今回は相手が官憲ではないということであった。 双方郡内各地で演説会・懇親会等を開き、 横浜の弁護士高橋留吉らは壮士を引き連れ会場に乗り込もうとし 七月十一日綾瀬村において自由党演説会が開かれることを聞きつ 抗争の激しさは前年二月の三多摩郡における干渉選挙戦と 同党の候補者金子小左衛門及び長谷川彦八の 壮士を大量に動員し、

七月に入

郎 争は各地でくりひろげられた。 が高橋らを告訴したのであった。 る ら出で立ちで、自由党はこの帽子の周囲に赤筋を、 ら博徒に至るまで動員し、 らが壮士を引き連れて乗り込み、 (結局、 証拠不充分で無罪)。 仕込杖・刀剣・ピストルなどで武装し、 ところが、 動員された壮士は、 拘引されたのは八王子の剣客唐鎌松之助とその門弟一人であった 自由党の壮士と白刃をまじえて抗争し、 同月二十四日には自由党の候補者志村大輔の居村、 かつて社会改革の野望に燃えた民権派壮士とは似ても似つかず、未成年 改進党は白筋を入れ、 白親衣、 その結果自由党の長谷川・金子両候補が拘引されたのであ 白股引 まるでやくざの出入りに等しい流血の紛争が繰り 自由党の壮士二名が刀傷を負った。 紺の脚絆に鞋掛け、 田名村へ改進党の候補者高橋伊三 (とれも無罪)。 頭には麦わら帽子と 今度は自由党 とうした紛

を乱射し